

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 日本フェンオールの不適切品の対応（取替）について

2. 日時：令和4年6月22日 10時00分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁2階大会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、水野企画調査官、菊川管理官補佐、久光上席原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官、小林主任監視指導官、山中原子力運転検査官、松宮原子力運転検査官補、林原子力規制専門員

原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室

山下係長、高橋係長

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、平井上席原子力専門検査官、北嶋主任原子力専門検査官

柏崎刈羽原子力規制事務所

百瀬原子力運転検査官、芦田原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

原子力運営管理部 保守管理グループマネージャー他6名

柏崎刈羽原子力発電所 電気機器グループマネージャー他2名

5. 要旨

(1) 東京電力から、日本フェンオール株式会社（以下「フェンオール」という。）で不適切行為のあった定温式スポット型感知器及び中継器（以下「不適切品」という。）について、以下の説明があった。

- 柏崎刈羽原子力発電所7号機の不適切品を2022年10月末目処に全数取り替える予定である。
- 今回取り替えを予定している不適切品は、消防法に基づき設置が要求されている感知器に該当しない。
- 東京電力では、取替予定品を製造するフェンオールの工場に対して、設計・製造・検査プロセスを確認するとともに、フェンオールが再発防止策として品質保証部門の確認プロセスを新たに追加していることを確認した。
- 取替予定品は、検定品である定温式スポット型感知器に注意表示出力機能を追加した感知器であるが、検定品でないため検定品と同等の性能をもつことを図面等で確認し、火災防護設備に求められる機能について適合性を確認するための性能評価を実施する。取り替え後には使用前事業者検査を実施する。

(2) 原子力規制庁から、東京電力に対して、不適切品を新規制に適合した機器に取り替える際には、以下について報告するように伝えた。

- 取替予定品が型式認定を受けられない理由

- 検定品でない感知器が各種規定要求を満足していることの確認要領等
- 火災防護設備に求められる機能について適合性を確認するための性能評価に第三者機関による確認を必要としない理由

6. 提出資料

資料 1 : 新規制火災防護設備における日本フェンオール株式会社が製造した不適切品の取替について

以上